

高崎市水道局及び下水道局会計規程第94条第2項第1号の規定による公表

契約件名	契約締結予定日	履行期間	契約業務の概要	契約の相手方	契約相手方の決定方法及び選定基準
若田、剣崎浄水場及び剣崎拡張用地除草等業務	令和8年4月1日	令和8年4月1日～ 令和9年3月19日	施設的环境美化推進を図るために若田、剣崎浄水場場内の除草及び樹木剪定並びに施設機器の塗装等の業務委託をするもの。	公益社団法人 高崎市シルバー 人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターで、市内に拠点があり、見積金額が予定価格の範囲内であること。
浄水場等除草業務 (高崎地域)	令和8年4月23日	令和8年4月24日～ 令和8年11月27日	高崎地域の施設的环境美化推進を図るために浄水場等の除草を業務委託するもの。	公益社団法人 高崎市シルバー 人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターで、市内に拠点があり、見積金額が予定価格の範囲内であること。
浄水場等除草等業務 (箕郷地域)	令和8年4月23日	令和8年4月24日～ 令和8年10月30日	箕郷地域の施設的环境美化推進を図るために浄水場等の除草等を業務委託するもの。	公益社団法人 高崎市シルバー 人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターで、市内に拠点があり、見積金額が予定価格の範囲内であること。
浄水場等除草業務 (群馬地域)	令和8年4月23日	令和8年4月24日～ 令和8年10月30日	群馬地域の施設的环境美化推進を図るために浄水場等の除草を業務委託するもの。	公益社団法人 高崎市シルバー 人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターで、市内に拠点があり、見積金額が予定価格の範囲内であること。
浄水場等除草業務 (榛名地域)	令和8年4月23日	令和8年4月24日～ 令和8年10月30日	榛名地域の施設的环境美化推進を図るために浄水場等の除草を業務委託するもの。	公益社団法人 高崎市シルバー 人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターで、市内に拠点があり、見積金額が予定価格の範囲内であること。